



国交省 準特定地域指定の見直しを告示 － 9 地域が準特定地域から外れる －

国土交通省は改正タクシー特措法に基づく準特定地域の指定に関する見直しを行い、令和5年10月1日付で苫小牧(北海道)、名古屋(愛知)、伊勢・志摩(三重)、伊豆(静岡)、岐阜(岐阜)、泉州(大阪)、倉吉(鳥取)、川薩、鹿屋(鹿児島)の9地域の準特定地域指定を解除する旨を告示した。

この指定解除によりこれまで指定されていた準特定地域は全国で153地域から144地域となった。

改正タクシー特措法では、実働実車率や日車営収又は日車実車キロを元に、平成13年実績との比較により準特定地域の指定を行い、3年の期間内に供給削減措置や需要活性化策を講じることにより、適正化及び活性化を目指すとされている。

今回解除された地域はいずれも3年の期間が経過し、上記の数値が改善されたことによる指定解除ではあるが、コロナ禍において多くの運転者を失い、稼働車両数が激減したことによる名目的な数値の改善であり、運転者数が回復すれば日車営収が減少する事は明らかだ。これでは苦労して実現した運賃改定の効果も損なわれてしまう。

改正タクシー特措法、運賃改定のいずれも、その目的はハイタク労働者の労働条件を改善することでタクシーの安定供給を図り、持続可能性の高い地域公共交通機関としてのタクシーを更に確立していく事にあるはずだ。

全自交は今後も、コロナ禍に我慢し続けた仲間の暮らしを守るため、交通・労働関連法規の適正運用を訴え続ける。